

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石		鉱山の所在地：埼玉県					
災害等の種類： 坑外・墜落		発生日時： 平成30年2月8日（木） 16時03分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	1	－	1	
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 47歳、生産課員、直轄、 勤続年数：19年6ヶ月、担当職経験年数：19年6ヶ月							
罹災程度：右肩甲骨・肋骨骨折、血気胸（休業見込日数：1ヶ月）							
【概要】 作業員A（罹災者）は、製品積込み設備において詰まりが生じたため、作業員Aと2名の共同作業（計3名）で解消作業を行うこととなった。 作業員Aは、安全帯を備えていたものの、安全リールを共同作業者が使用していたため、使用できない状態にも関わらず、タンクローリーの梯子を昇った。 作業員Aは、梯子を昇りきった際にバランスを崩し、約3.3m下の床面に墜落した。							
【原因】 （直接的な原因） ○安全リールの未使用。 （間接的な原因） ○高所での移動作業における作業手順の不明瞭。							
【対策】 ○安全リール及び安全帯の使用の教育及び周知の徹底。 ○製品積込み設備の詰まりが生じないための設備改善の実施。 ○携行可能な安全リールの増設。							
【参考情報等】 ○鉱業上使用する機械、器具及び工作物については安全かつ適正な使用方法及び作業方法若しくは作業手順を定めましょう。 ○鉱山において定めた使用方法及び作業方法若しくは作業手順は鉱山労働者に周知しましょう。 ○鉱山労働者に対する保安教育の程度を検証し、効果的な保安教育を実施しましょう。 ○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ ・保安教育（鉱山保安法第10条第1項）							

- ・ 保安規程（鉱山保安法第 21 条）
- ・ 機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第 12 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 10 章）

<労働安全衛生法令>

- ・ 労働安全衛生規則第 5 6 3 条（作業床）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根

電話番号：0 4 8－6 0 0－0 4 3 7

図1 災害発生箇所位置図

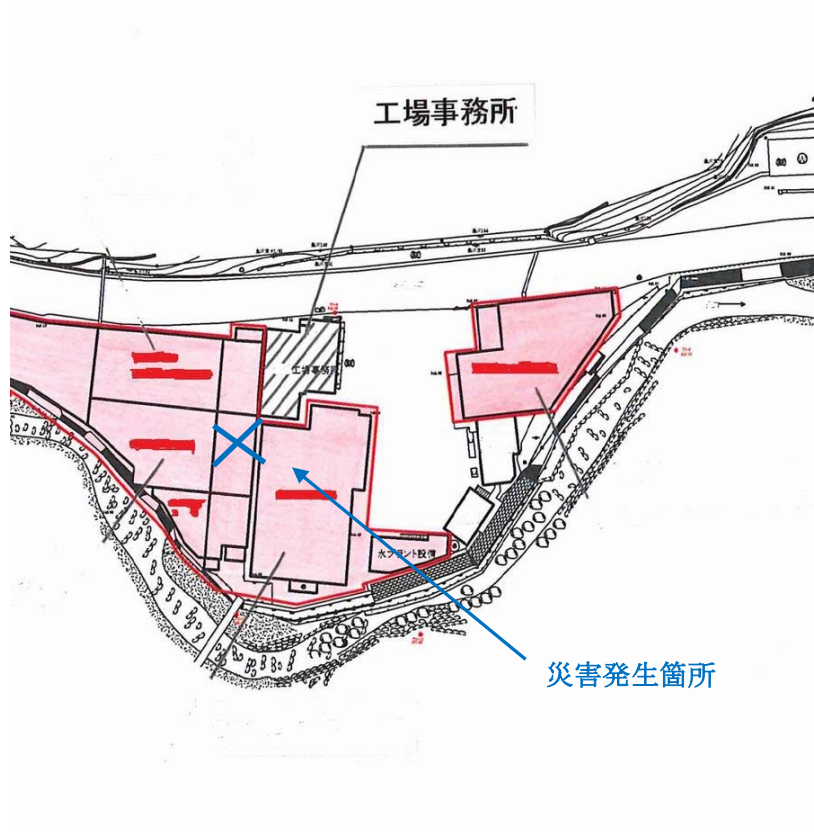


図2 災害発生箇所平面図

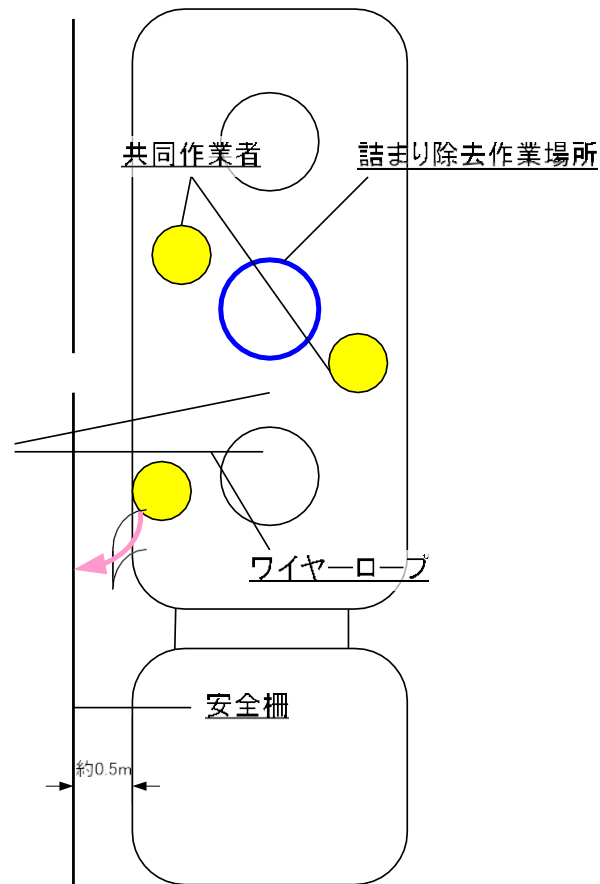


図3 災害発生箇所断面図

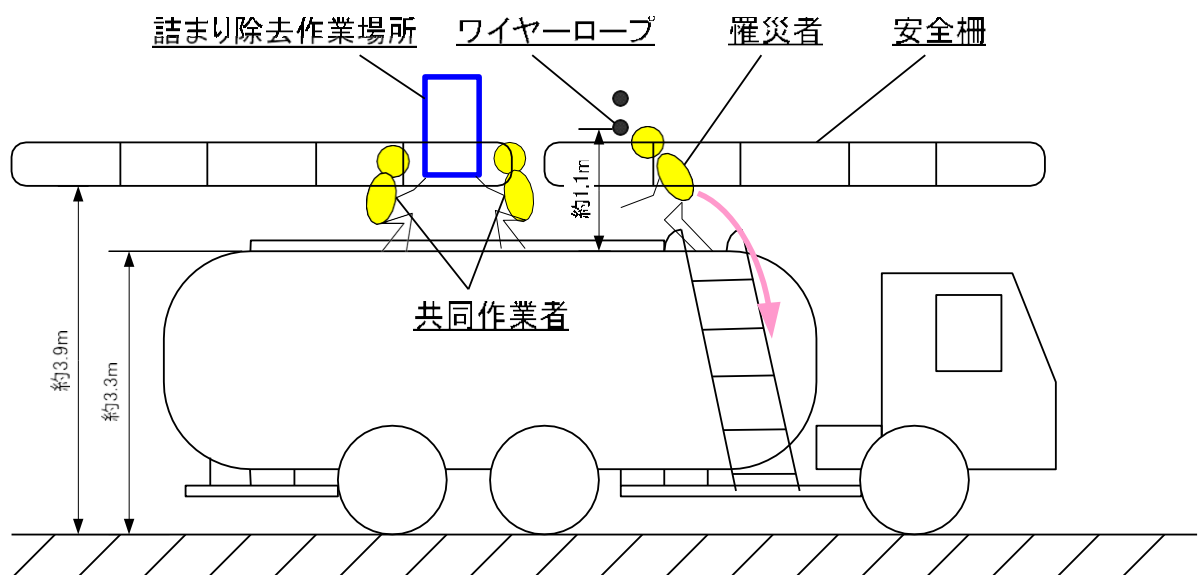


写真1 災害現場の状況

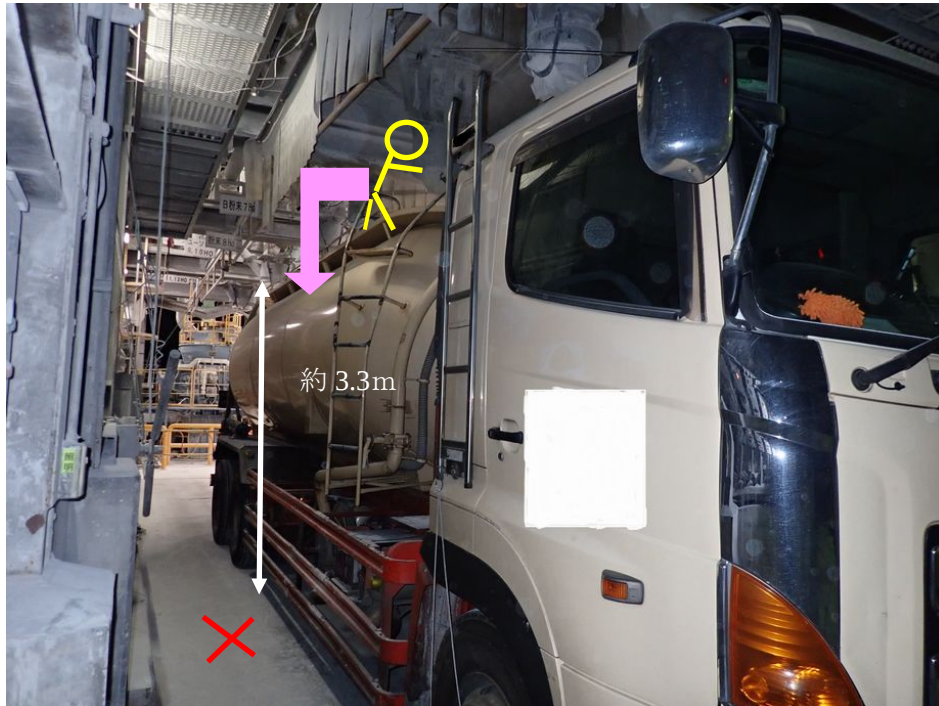


写真2 災害現場における安全帯着用警標及び安全リール

